

**2024 年度大阪商店街にぎわいキャンペーンに係る「市内商店街及び個店PR事業」  
業務委託募集要項  
(公募型プロポーザル)**

**1 案件名称**

2024 年度大阪商店街にぎわいキャンペーンに係る「市内商店街及び個店PR事業」業務委託

**2 業務内容に関する事項**

(1) 事業目的と概要

大阪市、大阪市商店会総連盟で構成する大阪商店街にぎわいキャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、市民にとって身近な場所である商店街での購買意欲を高め消費拡大を図るため、市内全域の熱意ある商店街が一斉にキャンペーンを展開する「大阪商店街にぎわいキャンペーン」を実施する。

キャンペーン期間中、「市内商店街及び個店PR事業」として、大阪府が実施する令和6年度商店街店舗魅力向上支援事業におけるデジタルスタンプラリーに連携し、市内の商店街及び当該商店街にある過去のあきないグランプリ受賞店舗を中心とした個店の魅力を紹介するガイドブックを作成する等、多くの人に市内商店街を周遊いただける仕組みを構築し、商店街の活性化を目指す。

今般、その目的を達成するため、受注者の持つ商店街及び各個店の魅力を引き出すために効果的なノウハウなど幅広い知識と経験、専門性を活用する必要があるため、広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙1「2024 年大阪商店街にぎわいキャンペーンに係る「市内商店街及び個店PR事業」業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

(3) 契約上限額

金 2,300 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(5) 履行場所

本実行委員会指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置

を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

### **4 参加資格等**

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 直近 1 ヶ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。

### **5 スケジュール**

公募開始	令和 6 年 5 月 2 日（木）
参加申請書類及び企画提案書類の提出期限	令和 6 年 5 月 14 日（火）
書面審査	令和 6 年 5 月 20 日ごろ（予定）
選定結果通知	令和 6 年 5 月 下旬（予定）
契約締結・事業開始	令和 6 年 5 月 下旬（予定）
事業完了	令和 7 年 2 月 28 日（金）

### **6 応募手続きに関する事項**

- (1) 提出書類
  - (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式 1）
  - (イ) 誓約書（様式 2）
  - (ウ) 使用印鑑届（様式 3）
  - (エ) 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本 1 部】
  - (オ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの（写し可）：1 部】

(カ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの（写し可）：1部】

※ただし、非課税又は会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由：1部）

(キ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの（写し可）：1部】

(ク) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し：1部）

※(カ)及び(キ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(ウ)～(ク)は、参加申請時点において、大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（「公募型プロポーザル参加申請書（様式2）」に承認番号を記載すること）。

(ケ) 公募型プロポーザル企画提案書（様式4）

(コ) 仕様書「5 業務内容」の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書（A4判両面で20ページまで（表紙や目次も制限枚数に含む）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すこと。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。

①本業務に対する考え方、実施方針

②本業務の実施方法、手法等

③その他本業務にかかる提案等

(サ) 人員体制表（様式5）

(シ) 提案見積書（様式6）

(ス) 事業実績申告書（様式7）

## (2) 提出部数

(ア)～(ク)：各1部

(ケ)～(ス)：正本1部（記名したもの）

副本4部

※副本には記名せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

## (3) 提出期限

令和6年5月14日（火）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## 7 選定に関する事項

企画提案の審査については、以下の評価項目について選定委員の意見を聴取のうえ、発注者で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) 選定基準・方法

評価項目	内容	配点 (100 点満点)
専門性	仕様書「5 業務内容」を踏まえた具体的な方法が提案されているか。	40
実施体制	運営スタッフの専門知識や業務の運営体制が整っており、事業の進行管理が適切に行えることが見込まれているか。	30
基本方針	本事業の目的を理解した上で、事業の実施方針を明確に定めているか。	20
実績	業務実績などから、事業の運営を円滑に行うことが見込まれているか。	10
		100

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類の内容について選定委員の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が複数いる場合

(ア) 審査項目の「専門性」項目の得点が高い者を受注予定者とする。

(イ) 「専門性」項目の得点も同じ場合は、「実施体制」項目の得点が高い者を受注予定者とする。

(ウ) 「実施体制」項目の得点も同じ場合は、「基本方針」項目の得点が高い者を受注予定者とする。

(エ) 「基本方針」項目の得点も同じ場合は、抽選により受注予定者を決定する。

ウ 全委員の合計点が最も高い提案者であっても、100 点満点中 50 点を下回る評価が一委員でもある時は、受注予定者として選定しない場合がある。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

- ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - (イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ 提案見積書に記載の額が、上記 2 (3) の契約上限額を超えているもの

### (3) 審査及び選定結果の通知

提案の内容、見積書等を総合的に判断し、受注予定者を決定する。ただし、提案の内容等が事業目的を達成できないと判断した場合は、この限りでない。

選定結果は、全ての参加者に対し、令和 6 年 5 月下旬（予定）に様式 1 に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

## **8 その他**

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) すべての提出書類は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者の選定用以外に参加者に無断で使用しない。
- (4) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合は、この限りではない。
- (5) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (7) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも評価点が 50 点を下回っている者を除くことがある。

## **9 提出先、問合せ先**

担当：大阪商店街にぎわいキャンペーン実行委員会

住所：〒541-0053

大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 12F（大阪市商店街連盟内）

電話：06-6268-5167

FAX：06-6268-5169

Eメール：[ocssa@star.ocn.ne.jp](mailto:ocssa@star.ocn.ne.jp)

受付については、午前 10 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時～午後 1 時を除く。